

別表第4の単位の修得方法について

【要修得単位】

受けようとする免許状の種類		有することを必要とする免許状	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	8	24
	一種免許状	専修免許状	20	8	
		一種免許状			
	二種免許状	専修免許状	10	3	
		一種免許状			
		二種免許状			
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	4	24
	一種免許状	専修免許状	20	4	
		一種免許状			

- (1) 「教科に関する科目」は、教育職員免許法施行規則第4条または第5条の表に掲げる科目について、免許教科に応じすべての科目をそれぞれ1単位以上修得すること
- (2) 「教職に関する科目」は、申請教科に関する「教科の指導法」を修得すること
- (3) 専修免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」は、大学院または大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること
- (4) 専修免許状または一種免許状を取得する際に、申請教科の一種免許状または二種免許状を有する場合は、上表最低単位数の差を修得するものとする。